

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 37)

1 日 時 令和6年11月7日(木)
午前10時09分 開会
午前10時43分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
健康医療部長	白 石 慎 一	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	金 子 直 哉
			外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	森 浩 次
---------	---------	-----	-------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	請願第16号 厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMD Aへの副反応報告収集の強化を確認するための請願について	継続審査とすることを決定した。 所管事務調査報告書取りまとめのため、委員間での討議を行った。
2	新型コロナウイルス等感染症への対応について	
3	いきいき長寿プランについて	
4	子育てしたいまちづくりについて	

8 会議の経過

(請願第16号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(村上直樹君) 開会いたします。

本日は、請願の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、請願の審査を行います。

請願第16号、厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMD Aへの副反応報告収集の強化を確認するための請願についてを議題といたします。

本件について、当局の説明を求めます。新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 それでは、請願第16号、厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMD Aへの副反応報告収集の強化を確認するための請願について説明します。

厚生労働省は、医師等が行う新型コロナワクチンの副反応疑い報告について、悪化するまでの期間が長かった症例や長引く症状等を含んで検討するよう、本年8月8日に取扱いを一部改正し、通知文を発出しました。そのことを踏まえ、請願の5点につきまして順次御説明申し上げます。

1点目の新型コロナワクチンの接種記録を5年を超えて保存することにつきましては、予防接種法施行規則により、接種記録の保存期間は5年とされています。本市が独自に保存期間を延長する検討は行っておりませんが、厚生労働省では、予防接種事務のデジタル化に合わせ、接種記録の保存期間延長を検討しており、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目の接種後の体調不良や健康被害救済制度を市公式サイト等に掲載し、市民周知することにつきましては、市ホームページには接種後の副反応や健康被害救済制度の市民周知を図るために専用のページを設け、厚生労働省の発信情報にリンクさせるなど、最新情報を提供して

います。また、定期接種をお知らせする掲示ポスターや配布チラシには、接種後の副反応の対応や健康被害救済制度の相談先を明記し、市民周知を図っているところです。

3点目の名古屋市のような症例集の作成は、国立国際医療研究センターが全国の専門的な医療機関を対象として新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査を行い、症状等を発表しており、市が独自に症例集を作成することは考えておりません。

また、申請費用の補助につきましては、国の健康被害救済制度が厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするという方針で審査が行われ、認定後には、医療費に加え、諸費用の負担を軽減、補填する趣旨として医療手当が支給されており、市独自の制度を設けることは考えておりません。

また、行政職員による申請手続の代行につきましては、予防接種法施行規則第10条に医療費の支給を受けようとする者は請求書を市町村に提出しなければならないと規定されており、職員による申請手続の代行を行うことは考えておりませんが、必要に応じて市から医療機関に問合せを行うなど丁寧に対応しております。

4点目の奈良県のように必要書類の記載マニュアルを市公式サイトに掲載することにつきましては、市ホームページには申請項目ごとに提出が必要な書類を明記しており、受診証明書などの記載例も掲載しています。

5点目の医療機関及び医師会に対し、厚労省の通達内容を周知徹底することや接種後の体調不良者の診察につきましては、8月に厚生労働省通知文を市から北九州市医師会及び医療機関に送付し、副反応疑い報告の一部改正を周知したところです。

また、接種後の体調不良者の診察につきましては、定期接種のポスターやチラシ、また、接種時に配付するお知らせに、接種後の副反応で気になることがあれば、かかりつけ医や接種した医療機関に御相談くださいと明記しています。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチンは、先月15日から定期接種を始めましたが、医療機関に対しましては、改めて健康被害救済制度を申請する方への協力を求めているところです。引き続き、健康被害救済制度の申請を望む方がお困りにならないように、相談者に寄り添い、丁寧な相談対応に努めていく考えです。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） では、質問させていただきます。

先ほど口頭陳情の方が、北九州市として、これまで比較的丁寧な対応で、患者さんの立場に立った対応に取り組まれていることに対しての感謝を述べられておりました。これは、本当に議員としてうれしく思います。

そこで、幾つかお伺いをさせてもらいます。

請願の文書にある1番目の5年の接種記録の保存ですね。先ほど5年は、今国によって決まっているということで、これは5年保存しなさいっていう義務だと思うんですけども、実際医療機関によっては、患者さんのそういった不利益にならないようにっていうことで5年以上、通常、今までもカルテ等を保存しているところもあるように聞いております。これは、別に5年たったら処分しろっていうことではなくて、5年間は保存しなさいっていうことですから、これをどこまで保存するかについては医療機関の裁量だと思うんですけど、こういった件について、国の動向を注視すると今話がありましたけども、国の動向を待たずに、なるべく患者さん側に立ってという形での話ができないかについて、見解を聞かせてください。まず1点目です。

次、2点目、伺います。

先ほどの症例集、前にうちの委員会で名古屋市に視察に行ったときに、結構詳しい症例集があって、医師会等から聞き取りをして、そのデータを収集して、当然国に上げなくちゃいけない資料とは別に、名古屋市独自の基準で作って、そして、厚生労働省に提出したって名古屋市の方が言われておりました。先ほど、症例については、国立国際医療専門機関ですか、が集約されているっていうお話でした。基本的には、名古屋市が症例を集めて提出しているのとはほぼ同じような形で、そうした各医療機関から適切に国の専門機関にそういった症例などが上がっているということの認識でいいのかどうかについて、その点を確認させてください。2点目です。

次、3点目、お伺いいたします。

先ほどの市の話によると、丁寧に対応していくっていうことでした。すばらしいと思います。その中で、実際、救済制度で申請した方も北九州市には結構いらっしゃると思うんですけども、申請のいろんなサポートをして、御本人さん、患者さんが国に対して申請をしたときに認定されたケース、否認されたケース、継続中っていう、国の資料にはそういったのがあったんですけど、北九州市としてそうしたことを把握されているかどうかについて。北九州市では、救済制度を申請した方が認定になったのは何割で、否認が何割でというのを把握されているかどうかについて教えてください。以上3点、お願いします。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 まず、接種記録の5年の保存についてでございます。

少し国の動きを御説明したいと思います。今年の3月13日に、厚生科学審議会の予防接種基本方針部会というのが開かれておまして、この中で接種記録の保存について議論がなされております。このまとめといたしまして、予防接種に関する記録については、予防接種のデジタル化に合わせ、現状の5年間から延長することにはどうかということでもまとめられておりますので、国では延長の方針で検討しているものと理解しております。

続きまして、遷延する症例の調査についてでございます。

少し詳しく御説明します。国立国際医療研究センターの研究班が、新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状を専門的見地から診察する全国の医療機関のうち、協力可能とした193の医療機関を調査対象として、長引く症状などの症例に関する情報を収集、分析したものでございます。調査対象者は、令和3年2月1日から令和4年5月31日までに受診した者とされ、令和5年8月31日までに268例の症例の回答があり、令和6年1月26日に開催されました厚生科学審議会副反応検討部会にて、第3報が発表されています。この中で、ワクチン接種後に支障を来している主な症状の一覧や治療内容、症状の経過等がまとめられているところでございます。

3つ目といたしまして、本市の健康被害救済制度の申請の件数、認定の件数についてでございます。今日現在で申請件数が115件ございまして、このうち認定が70件、否認が27件となっているところでございます。残りはまだ審査前ということでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。先ほど口頭陳情の方が言われたように、今回の新型コロナワクチンに対しては、非常に承認までの期間が短かったっていうこともあって、この前、薬学の専門の大学の先生のお話を聞く機会があったんですけども、大体通常は新薬とかこういうワクチン系、新しい薬が承認されるまで、研究から承認って20年から30年ぐらいかかるって言われていました。今回、新型コロナワクチンについては、承認期間が2年ぐらいで認定されたっていうことで、非常に短いっていうことで、どういった症状が出るかっていうのはなかなか専門家にとっても分からないっていうことを言われていたんですけども、先ほどお話があったように、実際これまでも実績のあるインフルエンザワクチン等よりも、いろんな健康被害、打った方が多いっていうのもあると思うんですけども、相談の方も増えてきております。ワクチンが始まった頃はワクチンがなかなか受けられない、受けたいけど受けられないっていう、並んでしまうっていうことで、受けられるようにしてほしいっていう相談がよくあって、いろいろと行政等にも動いていただいて、そういった体制整備っていう相談もあったんですけど、また一方で、受けたくない、心配だっていう方に対してはちゃんと情報を提供してほしいっていう相談もあって、市でも情報を提供してもらったりしたこともありました。最近多いのは、ワクチンを打った方、当初は早く打てるようになっていうことを言っていた方の中で、一部でありますけども、ワクチン接種後に非常に体調が悪いと。体もすごい元気な方ですけど、1回目のワクチンを打った後に容体が悪化して救急車で運ばれたっていうことで、遠賀の方なんですけども、今も結局職場復帰はできずに、1年ぐらいの休職を経て、今は生活保護っていう形になっております。これも今申請中なんですけど、先ほど課長が言われたように、申請の書類が非常に多くて、市のホームページでも広報をしていただいているんですけども、これをなかなか、お医者さんも専門医であればぱっと書けるかもしれませんが、通常の医療機関

で治療した場合に、お医者さんとしては、この書類を書いてくださいって言ってもなかなか書いたことがないから書きにくいっていうケースの相談もあって、私もこの前たまたま病院に行って、患者さんが困っているんで何とか書いてくれませんかって話しに行ったら書いてくれたケースがありました。なかなかこういう個別対応で結構数も多いから、病院の先生も不安で、何かこれは責任を問われるんじゃないかって言われていて、いや、そういうことはありませんよと。ただ治療をしたっていう実績だけで構いませんっていうことで受けてもらったんですけども、誤解とかそういったことで承服できない方もいらっしゃるのかなと思います。ですから、今医師会とかでも話をさせていただいてはいるとは思いますが、スムーズに書類を書いて、治療したっていう実績ですから、別に国が審査するわけですから、先生の責任を問うとかというわけじゃないと思うんですね。ですから、その点について、特段市でも何かできることがあるんじゃないかと思うんですが、この点について見解を聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 健康被害救済制度の申請を望む方ですが、医療機関にそれを書いてもらう部分がございますので、ぜひ医療機関には御協力いただきたいという思いが当然ございます。定期接種、これは10月15日から始めております。医療機関向けの説明会を設けております。動画の配信などもやっているところです。これは8月30日に行っておりますが、医療機関向けの説明会の動画の中にも、健康被害救済制度のページを設けてまして、市民が健康被害救済制度の申請を行うため、申請書や診断書や受診証明書等の記入を依頼される場合がありますので、その際は作成に御協力をお願いしますということで、改めて定期接種開始の際には医療機関に協力を求めたところでございます。

また、個別に医療機関からどのように書いたらよろしいでしょうかということで問合せがありましたら、当課で丁寧に説明しておりますので、健康被害救済制度の申請を行いたいということで医療機関を受診されたときに、医療機関が、それが分からないとかということでございましたら、医療機関から当課にお問合せをいただければ、丁寧に御対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。今回、こういった健康被害に対する治療というか、患者さんが早く改善に向かっていることを私も願うばかりです。ワクチン等の健康被害の治療とかに当たった経験があるお医者さんに、前に話を聞いたことがあるんですけども、原因がちゃんと分かって適切な治療に早くつなげることが大事だっていうお話でした。先ほど口頭陳情の方からもありましたように、実際に自分の体調が、何が原因なのか分からないっていうケースもあると思うんです。自分も、ワクチンとは関係ないんですけども、ずっと体調が悪い悪いって言って、病院を何回も変えてもおかしいな、精神科も違うなっていう形で、原因がなかなか分からなかったんです。なかなか適切な治療に結びつかずに、最終的には原因が分かっ

て、その後改善に向かったっていうケースがあって、何が元なのかっていう、可能性も含めてですけども、やっていくっていうことがお医者さんにとっても非常にそこは大事だというお話がありました。ですから、自分の体調不良が、一体何が原因なのかっていうところは、原因を調べるといったら難しいと思うんですけども、ぜひそういうこともありますよと。まれかもしれませんが、こういうワクチンを打った後に、国が認めているようにこういった健康被害のケースがあるから、もしそういった疑いがあったら相談してくださいっていうような形での広報とかというのにも必要になってくるんじゃないかと思っております。そうしたことで、いろんな可能性を否定せずに、適切な治療にすぐ結びついて、患者さんにとって改善に向かって、元の健康な状態に早く戻っていけるような形で、行政としても、これまでもすごい頑張っているというお話がありましたし、これからもその立場で引き続き力を尽くしてもらいたいと要望して終わります。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 今の井上委員の質問とも重複するんですけど、先ほど課長から説明があった保存期間の問題です。説明があったように、厚労省が、今の5年間をデジタル化によってもっと長く保存しようとして検討しているという情報は私も聞いているんですけども、たしかその中で2026年頃をめどに検討していくような論議がされたというようなことも聞いておりますけど、その辺の真意は分かりますか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 まず、接種記録の保存についてでございますが、現在の保存の状況を先にお伝えしておきたいと思っております。

コロナワクチンの接種記録は、国が提供しましたワクチン接種記録システム、これはVRSと呼んでいりましたが、このVRSにデータを入力し、情報を管理してまいりました。VRSは、今年の9月末時点で国が稼働を停止しましたけれども、本市の接種記録、これはそれぞれの市町村で保管するよという厚生労働省からの通達がありましたので、当課にて保管しているところでございます。接種記録の保存につきましては、先ほど申し上げましたとおり、分科会が開かれておまして、この中で検討しております。定期的に分科会で様々な意見も出されているようですので、今後も定期的に分科会が開かれまして、検討が進んでいくものじゃないかなとは理解しているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 先ほど言いました2026年頃をめどにというようなことは、その中に出ていないですか。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 すみません。詳細に、そこまではですね。出された意見の中では出ているのがあろうかと思いますが、結論までには至っていないと、資料

等を読む限りではそのような理解でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）といいますのは、今課長から説明があったように、保存期間が今5年と言われているんです。ですから、デジタル化の長期保存がいつ決まるのかといったことと微妙に関係すると思うんですよ。というのは、5年たったらデータを破棄しても、これは法律的には違反じゃないから、要するに切り捨てられたデータがなくなっていくということが非常に気になるんです。というような懸念もしているんで、とにかく初回からのワクチン履歴っていうのは、しっかり確保していくと。保存しておくというのが必要だし、5年を過ぎても、行政であろうと医療機関であろうとしっかり保存しておくというような、そういった取組が必要ではないかと思っているんですけど、その辺ではいかがでしょうか。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 3月13日の基本方針部会の中でも、まとめの中にございますが、風しん対策のように過去の接種歴が十数年後の予防接種施策に影響を与えることもあるということで、委員がおっしゃられたとおりのような議論もなされているところでございますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）そこが大きな懸念として残っているんです。だから、実際ワクチンで悩まれている方もその辺が大きく気になっているところだと思うんで、その辺については、過去のデータがなくなったとか破棄したとかということが起こらないように、今から十分な対策を打って進めていただきたいなと思うんですね。とにかく、このワクチンっていうのは、私は本会議でも言いましたけど、今までと全然違うタイプのワクチン、メッセージャーRNAを使っている。今までと全然違うんです。ワクチンそのものが。それと、特例承認ですということの懸念を本会議でも質問して、丁寧な情報収集等、対応していくというような答弁もいただいているんですけども、その辺も一方で進めていただきながら、保存については、ぜひ全部保存できているというような状況をつくり出していきたいという要望です。以上です。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）先ほど井上委員の質問にお答えになった申請件数と認定件数の数が聞き取れなかったもので、まずそれを教えてください。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 申し訳ございません。本市の健康被害救済制度の申請件数です。これは115件でございます。これの認定件数が現在70件、否認された件数が27件です。残りはまだ審査前となっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）分かりました。それで、先ほど口頭陳情でもありましたけど、副反応っていうのは非常に深刻な例もあるわけで、相談体制は、今本市としてはどういう体制になっているか、教えていただけますか。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 コロナワクチンで体調不良となりましたら、まずは副反応で困っている方々を適切に医療につなげていくことが大切と考えております。現在、今年4月からは、保健福祉局の健康危機管理課の職員が受け付けております。相談者に寄り添い、丁寧な対応に努めているところでございますが、具体的には、医師会に取りまとめていただきました40か所の副反應對応医療機関がございますので、症状に応じまして、こちらの医療機関を案内したりとかということを行っているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）4月から体制をそうされたということですが、これまでに市の窓口に寄せられた相談って大体どれぐらいの件数があるのか。また、陳情者の提供資料にも紹介されていますけど、いろんな症状がありますよね。相談の中で主な内容っていうのは、どういうものかっていうのを教えていただけますか。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 長期的な副反応の相談でございますが、秋開始接種、昨年9月22日から始めましたけれども、秋開始接種の際には、大体月に10件を切るぐらいの形でいろいろな御相談を受けたところでございました。相談内容は、多岐にわたります。例えば接種後の副反応、けん怠感、発熱だったり、あと本当にいわゆる疾患にかかった場合の手術など、そういった多岐にわたるところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）国が8月8日に通知を出したっていうことですが、それ以後、例えば医療機関から寄せられる報告とかそういうもので変化があったのでしょうか。

○委員長（村上直樹君）新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 通知は、医療機関にも出しているところでございますけども、取り立ててその通知について本市に問合せがあるということまでは至っていない状況でございます。一定程度、医療機関でこれまでも適切に対応していただけたんではないかなとは思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）先ほどの口頭陳情でもありましたが、ワクチンの接種によって体調不良を訴える深刻な例もあるわけで、そういう点では、相談、支援に万全を期すというのは非常に重要なことだと思います。引き続き、寄せられる相談に対して、相談者に寄り添った懇切丁寧

な対応に努めるようにしていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。よろしいですね。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

ここで執行部は退室願います。

（執行部退室）

次に、所管事務の調査を行います。

本日は、取りまとめに向けて委員間討議を行います。報告書に記載すべき取組や執行部への具体的な意見、提案等について発言をお願いいたします。

それでは初めに、新型コロナウイルス等感染症への対応についてを議題とします。意見、提案等がありますか。いいですか。ないですね。

なければ次に、いきいき長寿プランについてを議題とします。意見、提案等がありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） いきいき長寿プラン等に関して、終活相談でうちらも委員会で視察にも行きました。横須賀市だったと思うんですけど、今市としてもいろいろ検討会みたいなのを立ち上げられて、終活とか、要は健康に長生きして、不安なく過ごしてもらおうということで取り組まれているっていうふうに思います。視察をきっかけに、この委員会でも議論して、行政もそういった検討会を開いて、もうそろそろ結果が出るとは聞いていますけども、そういったふうにつながったのはよかったなと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） 白石委員。

○委員（白石一裕君） 私も、終活プラン、議会でも取り上げて質問させていただいたんですけど、当局からは、当時、個人情報漏えいとか、そういった心配があるという答弁があったんですけど、そこも踏まえて横須賀市はやれているのになぜできないのか。間口の問題とかいろいろあると思うんですけど、積極的な取組を、高齢化した町だからこそ、元気なうちにしっかり安心できる環境を整えてあげたいと思うので、ぜひ進めてもらいたいなと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 横須賀市を視察させていただいて、非常に参考になって、いろいろ勉強になりましたけど、ただ登録された方が後に変化して、例えば家が変わったりとか、フォローがなかなか難しいっていうのもどっかでやっていましたね。ですから、実際にやるとしたらいい

ろいろ課題もあると思うんですけど、ただそれは一つ一つ克服しながら、しっかり取り組んでいくことが必要だと感じておりますので、そこはぜひこのまとめの中でも強調していただきたいなと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） ほかにありますか。いいですか。

それでは、ほかになければ、次に子育てしたいまちづくりについてを議題とします。意見、提案等がありますか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） この3つの報告案ともに、正副委員長、事務局、しっかりまとめていただいて感謝したいと思いますが、子育てのところでは、最後に意見が書いてありますけど、こどもまんなかという言葉はインパクトがあるということで、それにふさわしいものとして充実するように取り組まれたいと。いろんなところでこどもまんなかということが言われるわけですけど、果たしてこれで本当にこどもまんなかなのかと少し疑問に思うようなところもありますので、これを読んだときに、ここはぜひ強調していただきたいなと思いました。意見として、そこはそう感じましたので、強調していただきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 分かりました。ほかにありますでしょうか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 私も荒川委員の意見に本当に共感します。ぜひ、本当にそういったふうに言うのであれば、実際にそうなるようにしっかり議会としても見ていきたいなと思っております。こどもまんなかでプレーパークのことも出ましたけども、今北九州市がやっているプレーパークっていうのは、臨時的なやつであったりとか、月1回とか、そういった部分であったりとか、東京の世田谷区は、常設でスタッフもいらっしゃって、学校とは違う子供たちの居場所的な部分で、学校には行けないけどここには来られるっていう子にも実際にお会いして、僕も一緒に遊んだんですけども、歴史もあるんでしょうけど、そういう部分で本当にいいもの、ただイベント的にするようなプレーパークももちろん大事だと思うんですけども、そういった本当に子供たちの立場に立った、いつでも行けてっていうような部分で、子供たちの自主性を尊重しながら、それを大人がしっかり見守っていけるような、そういったのを、北九州市でもぜひ、世田谷区のようなやつをつくってもらいたいなと思っております。それに1歩でも2歩でもつながればと思って、これからも議論していきたいと思っています。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか意見、提案等はよろしいですか。

ほかになければ、次回は本日いただいた意見等を踏まえて、報告書の取りまとめを行いたいと思います。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会いたします。